



## 少年事件と付添人

20歳未満の人(少年)が刑事事件を起こしたと疑いをかけられた場合(少年事件)、その事件があったかなかったか、あったとすれば少年に対してどのような処分をするかの判断を行うのは家庭裁判所です。そして、その手続きに、弁護士は、付添人という立場で参加します。

### 付添人は何をやるの？

弁護士は少年や保護者の依頼により付添人に選任されます。

選任された付添人弁護士の主な仕事は、①少年が自分の言い分をきちんと裁判所に伝えられるようサポートすること、②もし少年が本当に事件を起こしたのであれば、少年が2度と同じようなことをしないために、少年にとって一番いい処分は何かを考え、家庭裁判所に対してそのような処分をするよう働きかけることです。

そのために、付添人弁護士は、少年と何度も会うのはもちろん、保護者、学校関係者や雇い主と会ったり、家庭裁判所の調査官と会ったりします。

### 付添人がいると安心！

付添人弁護士がいることで、少年や保護者は安心して手続きに臨むことができ、また家庭裁判所の手続きや少年の処分が適正なものになると期待できます。付添人弁護士は、少年の今後の立ち直りにと

っても、大いに有意義です。

### 無料で付添人をつけられる場合があります。

経済的に恵まれない少年については、日本弁護士連合会が無料で付添人弁護士をつける制度もあります。ご活用ください。(定者吉人)



### 「こどものなやみごと電話相談」で相談できるのは？

広島弁護士会では、20歳未満の人(少年)の電話相談を受け付けています。

学校のこと(いじめ、体罰等)、家庭のこと(親からの暴力・虐待等)、非行・犯罪のこと(警察から呼ばれた等)について、悩みがあれば、平日の午後4時から午後5時までの間に、090-5262-0874まで電話して下さい。1回の相談時間は20分が目安で、相談料は無料です。詳しくは、広島弁護士会までお問い合わせ下さい(電話082-228-0230)。



## 渡邊圭輔弁護士は香川へ

当事務所での1年間の研修を終えた渡邊弁護士は、本年1月1日付で法テラス(日本司法支援センター)香川の法律事務所スタッフ弁護士として赴任しました。今後の活躍も応援し、これからも協力していきます。



### 法律フク★クイズ

調停や裁判による離婚の際、家庭裁判所ではどのように養育費を算定しているのでしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、少年が罪を犯した場合など、一定の場合に家庭裁判所で開かれる審判に付される弁護士のことを付添人といいます。左記事も参考にして下さい。

## 平成23年1月と2月の法律相談会のご案内

### ●「無料法律相談会 in 大竹支所」

1月28日(金)29日(土)の各10時から17時まで

開催場所&問い合わせ先:大竹支所(電話0827-54-1222)(JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1丁目8-3 アーバンタワー大竹1階)

相談無料(事前予約が必要)

当事務所の弁護士に相談するには、平日の9時~18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時~17時半、土曜日の13時~15時半です。

当事務所では、尾道支所と大竹支所を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けています。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

本ニュースに関するご意見・ご要望も当事務所までお電話でお願いします。

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、滑川和也、成廣貴子、見之越常治、森井基嗣